



県 章

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年)
3 月 22 日
号 外 (4)
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告の公表公告.....	1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月22日

滋賀県監査委員	山	田	和	廣
"	平	居	新	司 郎
"	山	田		実
"	谷	口	日	出 夫

監査の結果に関する報告

第 1 監査のテーマ

県単独補助金について

第 2 監査の趣旨・目的

補助金は、県民福祉の向上や経済活動の支援など公益上・行政上の目的をもって交付される。特に、法令等に県の支出が義務づけられていない県単独補助金は、県独自の施策を推進するための有効な手段として、その役割は非常に重要なものになっている。

一方、県では、数次にわたる行政改革大綱および財政構造改革指針等を策定し、事務事業の抜本的な見直しなど様々な取組により、行政改革および財政の健全化を図り、その過程で、より重要度・必要度が高い事業に絞り込まれてきた。平成23年3月に新たに策定した「行財政改革方針」においても、補助金については、事業そのものの必要性や達成状況等を見極めながら見直すこととされている。

また、現在実施している補助金については、最少の経費で最大の効果を上げることがこれまで以上に求められている。

このようなことから、県の裁量を働かせる余地のある県単独補助金について、効果の測定や評価といった観点に重きを置き、監査を実施することにより、今後の補助事業の改善に資することを目的とする。

第 3 監査対象事業および機関

平成22年度に支出実績のあった補助金のうち、県単独補助金を対象に事前調査を行い、報告のあった396事業のうち、約1割の39事業を抽出し、当該事業を所管する22局・課を対象機関とした。

監査対象事業の選定にあたっては、監査結果が与える影響(効果)を考慮し、次に該当する事業を除外した上で、多様な性質の補助金を選定するよう配慮した。

- ・補助事業総額(平成22年度決算額)が100万円未満の事業
- ・平成24年度までに終了(予定)の事業
- ・法律、条例、合意書、覚書等に基づく事業
- ・交付先の全部が平成23年度財政的援助団体監査の実施団体である事業

なお、今回の監査において、「補助金」とは、名称に「補助金」の文字が有るか無いかを問わず滋賀県補助金等交

付規則の適用を受けるものとした。

したがって、本報告書においては、事業の名称に「補助」の表示がないものも含め、一般的呼称として「補助金」や「補助事業」を使用することとする。

また、「県単独補助金」とは、県の補助事業が国庫補助事業と同一の対象に同一基準で行われている場合（当該国庫補助事業が県を経由するか、県を経由せず直接交付されるかを問わない）、および県の補助事業の財源に国庫支出金により造成された基金を含む場合を除く、と定義した。

監査対象事業および所管機関一覧

番号	監 査 対 象 事 業	所 管 機 関
1	個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金	知事直轄組織防災危機管理局
2	地域消防組織強化費補助金	
3	近江歴史回廊推進協議会運営費補助金	総合政策部文化振興課
4	専修学校等運営費補助金	総務部総務課
5	滋賀県産業廃棄物減量化技術研究開発等事業費補助金	琵琶湖環境部循環社会推進課
6	滋賀県下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金	琵琶湖環境部下水道課
7	木の香る淡海の家推進事業	琵琶湖環境部森林政策課
8	森の資源研究開発事業	
9	森林環境学習「やまのこ」事業	
10	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	琵琶湖環境部自然環境保全課
11	レイカディア振興事業費補助金	健康福祉部元気長寿福祉課
12	介護施設等整備費補助金	健康福祉部医務薬務課
13	進学課程看護師養成所運営費負担金	
14	救急災害医療研修補助金	
15	低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金	
16	青少年立ち直り支援センター運営事業費補助金	健康福祉部子ども・青少年局
17	にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金（にぎわい創出推進事業）	商工観光労働部商業振興課
18	市場化ステージ支援事業補助金	
19	びわ湖環境ビジネスメッセ開催費補助金	商工観光労働部新産業振興課
20	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	商工観光労働部労働雇用政策課
21	企業との連携によるトライWORK推進事業費補助金	
22	多文化共生推進事業補助金	
23	観光物産振興事業負担金	
24	滋賀県江州音頭普及会補助金	農政水産部農政課
25	青年農業者等育成センター運営費補助金	
26	集落営農法人化等支援体制整備事業費補助金	
27	経営構造対策推進事業費補助金	
28	近江米ブランドイメージ向上事業費補助金	
29	しがの水田野菜生産拡大事業費補助金	農政水産部農業経営課
30	水産資源増殖事業費補助金	農政水産部水産課
31	河川漁業振興対策事業費補助金	農政水産部農村振興課
32	水田反復利用施設事業費補助金	
33	琵琶湖環状線を活用した集客・交流創造事業費補助金	
34	滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金	
35	運輸事業振興助成補助金	土木交通部交通政策課
36	滋賀県地域交通安全推進啓発事業費補助金	
37	滋賀県文化財保存事業費補助金	教育委員会事務局文化財保護課
38	滋賀県防犯協会補助金	警察本部生活安全企画課
39	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター補助金	警察本部組織犯罪対策課

第 4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に着目し、実施した。

- (1) 補助金交付要綱等は効果測定を意識したものになっているか。
- (2) 補助金の効果は発揮されているか。
- (3) 補助事業の効果を検証しているか。検証の方法はどうか。
- (4) 補助事業の見直し状況はどうか。

第 5 監査執行年月日

平成24年 1月16日、17日、19日、20日、(現地調査)25日

第 6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関から提出された行政重点監査調書等により、事務局職員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ、委員監査を実施した。委員監査は、関係職員との対面により実施するとともに、一部の補助事業については、対面監査に加えて、補助先団体へ出向き現地調査をあわせて行った。

第 7 監査の結果および意見

1 監査結果の概要

補助金の実績は古く、今回監査対象とした補助金の中だけでも、昭和40年に創設され、現在も継続実施している補助金も見られた。

もちろん、補助金はそれぞれ公益の増進や経済活動支援など固有の目的をもって創設されており、効果を上げることを目指して交付されているところであるが、これまではどちらかというところ、計画どおりに執行することに主眼が置かれ、効果の程度に関してはあまり強く意識されてこなかった。

しかし、長期の不況と本県財政の危機的状況から、最近では「最少の経費で最大の効果」ということがより一層強く意識されるようになり、補助金についても効果の測定や評価の必要性がこれまでに高まっている。

こうした中で今回、「県単独補助金について」をテーマに、効果を把握するための指標等を有しているかどうかなど、効果の視点を中心に監査を行った。

その結果、効果を測定するための指標等が設定されていない補助金が全体の60%以上を占めるなど、補助事業に対する効果意識は、必ずしも高くないことがうかがえた。

(1) 効果指標および目標値の設定

県ではこれまで、補助制度の設計、創設に当たり、補助効果の測定、評価を行うことの必要性について、必ずしも共通理解がされている状況ではなかった。そこで、監査対象とした補助金について、効果測定を行っている事例がどの程度あるか確認した。

補助効果を測定するための指標を設定していた事業は、次の13事業であった。

効果指標を設定している補助金一覧

番号	補 助 金 名 称	効 果 指 標 の 内 容	目 標 値 の 有 無 (根 拠)
5	滋賀県産業廃棄物減量化技術研究開発等事業費補助金	廃棄物の抑制状況、補助事業に係る収益額	なし
8	森の資源研究開発事業	補助事業に係る収益額	なし
10	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	ニホンジカの年間捕獲頭数	あり(特定鳥獣保護管理計画)
12	介護施設等整備費補助金	介護施設等の整備数	あり(レイカディア滋賀プラン)
16	青少年立ち直り支援センター運営事業費補助金	立ち直り支援プログラム終了率	あり(組織目標)
17	にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金(にぎわい創出推進事業)	商店街地域での歩行者通行量、商店への来店者数など	あり(事業主体が設定)
18	市場化ステージ支援事業補助金	付加価値額向上率、経常利益向上率	あり(経営革新計画)
19	びわ湖環境ビジネスメッセ開催費補助金	有効商談件数	あり(組織目標)

20	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	補助事業に係る収益額	なし
21	企業との連携によるトライワーク推進事業費補助金	就労体験利用者数、受入企業数、事業利用後就職者数	なし
23	観光物産振興事業負担金	ホームページアクセス数、提携旅行会社からの送客数ほか	あり(県と事業主体が協議の上設定)
29	しがの水田野菜生産拡大事業費補助金	販売用野菜作付面積	あり(しがの農業・水産業新戦略プラン)
33	琵琶湖環状線を活用した集客・交流創造事業費補助金	J R乗車人員	あり(利用客目標達成プログラム)

研究開発補助のように複数の補助事業者に補助金が交付されるような場合は、個々の補助事業ごとに、効果測定が行われているが、補助事業全体についての評価が行われていなかった。

また、効果指標は県が設定するものと補助事業者が設定するものがあるが、事業主体が任意に効果指標を設定し、自ら評価を行うケースには、指標の内容や評価方法の妥当性を検証すべき事例もあった。

一方、指標を設定している 13 事業の中で、目標値を設定しているものは 9 事業であった。効果指標を設定していない補助事業は、全てにおいて目標値の設定が行われていなかった。

今回の監査では、効果指標を設定していない理由についてもヒアリングを行った。「人の意識や資質を表す指標を見出すことは困難」など、補助事業の目的・性格が指標の設定になじまないといった理由や、大きな政策目的の実現のために、複数の補助事業等が実施されている場合は、「目標達成に向けて各種対策を講じており、補助事業単独の効果測定することは困難」といった理由があげられた。

指標設定の困難なものがあることは、ある程度理解できるが、大きな政策目標は、個々の事業が効果を上げ、その積み重ねにより達成されるものであるから、個々の事業の効果測定がなくてもよいことにはならない。最適ではなくても、まずは、効果を推定させる指標を設定することが、補助事業の達成度や効果を検証する上で、不可欠であると思われる。

(2) 事業の見直し状況

事業がより良い効果を上げ、目標点に達するためには、事業の効果を把握し、必要に応じて事業の見直しをすることが重要である。

そこで、これまでの事業見直しの状況について確認した。なお、効果の発現にはある程度の期間が必要であるとも考えられるため、ここでは平成22年度が事業創設から5年目(平成18年度創設)またはそれ以上となるもののみを取り上げた。

その結果、5年以上継続している31の補助金のうち、過去5年間に見直しを行ったものは、22補助金であった。

事業見直しを実施している補助金一覧

番号	補助金名称	財政構造改革プログラム等による見直し*	その他の見直し	主な見直し内容
2	地域消防組織強化費補助金			・事業費等を縮小見直し。補助金額を縮減。(H22~)
3	近江歴史回廊推進協議会運営費補助金			・大学受講料を引き上げ。(H19~、H21~) ・県外において実施していた講演会等を廃止。(H21~)
7	木の香る淡海の家推進事業			・柱材支給から助成金支給に変更。(H21~)
11	レイカディア振興事業費補助金			・負担率、負担額を変更。予算削減。(H22~)

13	進学課程看護師養成所運営費負担金			・対象経費の負担割合で「クラス数割、定員数割」となっている項目を「学生実人員割」に変更。(H21～)
14	救急災害医療研修補助金			・研修内容、研修回数および交付先を見直し。(H20～)
15	低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金			・三位一体改革で市立保育所を除外。(H18～) ・三位一体改革で町立保育所を除外。(H22～)
18	市場化ステージ支援事業補助金			・採択予定企業数を絞り込み、事業を縮小。(H20～)
19	びわ湖環境ビジネスメッセ開催費補助金			・開催内容の見直しにより経費を削減。(H17～) ・出展者数を増やして出展料収入を増額。(H20～)
20	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金			・重複する補助事業を一本化。(H18～) ・報告書様式をわかりやすく見直し。(H22～)
21	企業との連携によるトライワーク推進事業費補助金			・関係機関と連携し、効率的に事業の周知を実施。(H22～)
22	多文化共生推進事業補助金			・国際交流事業を削減し、多文化共生推進事業を拡充。(H20～)
23	観光物産振興事業負担金			・びわ湖まつり開催事業など、各事業の見直しを行い、事業費を削減。(H20～)
24	滋賀県江州音頭普及会補助金			・小中学校等への助成金を廃止。(H18～) ・普及用パンフレット作成経費を縮減。(H20～)
30	水産資源増殖事業費補助金			・放流規模を縮小。(H20～)
31	河川漁業振興対策事業費補助金			・事業量を減少させず、補助額を縮減。(H22～) ・補助対象魚種にアユを追加。(H20～)
32	水田反復利用施設事業費補助金			・補助率を見直し。(H17～) ・地形条件等により場所や地域を絞り込み。(H20～) ・地域数を見直し。(H22～)
34	滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金			・補助率を低減。車両購入補助を凍結。(H20～) ・一定基準を超える区分の補助を廃止。(H21～) ・補助率を低減。(H22～)
35	運輸事業振興助成補助金			・事業内容を見直し。(H21～)
36	滋賀県地域交通安全推進啓発事業費補助金			・予算を減額。(H21～)
37	滋賀県文化財保存事業費補助金			・名勝等庭園の荒廃防止および民家の環境整備の補助を個人所有に限定。(H17～) ・差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理補助を休止。(H20～)
39	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター補助金			・出張相談を縮小。(H21～)

* 財政構造改革プログラム等に基づき、平成18年度から平成22年度までの予算に反映された見直し

これらの見直しのうち、財政構造改革プログラムおよびこれに続くさらなる見直し方針に沿ったものが、17事業で、約8割を占めた。

見直し内容は、一部事業の廃止・縮小、補助上限の設定、対象経費の見直し、講座受講料等の受益者負担の見直しなど多様であり、一定の努力が行われていることは評価しなければならないが、見直しに対する県民への説明責任を一層果たすためには、事業の効果測定の結果をできるだけ分かりやすい指標を用いて情報提供することが、有効ではないかと思われる。

(3) 終期の設定状況

補助事業は、効果を上げるために取り組むことはもちろんであるが、効果が上がるまで際限なく続けるというものでもない。区切りを設けることにより、いつまでにどの程度の効果を上げるべきかを認識することが可能となる。そこで、事業終期の設定状況について確認した。

補助事業について、終期の設定を行っていたものは、6事業であった。

終期を設定している補助金一覧

番号	補 助 金 名 称	終 期
7	木の香る淡海の家推進事業	平成26年度(琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト改定時期にあわせて見直し)
8	森の資源研究開発事業	平成26年度(琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト改定時期にあわせて見直し)
9	森林環境学習「やまのこ」事業	平成26年度(琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト改定時期にあわせて見直し)
26	集落営農法人化等支援体制整備事業費補助金	平成26年度
28	近江米ブランドイメージ向上事業費補助金(平成23年度より「近江米ファン拡大強化事業費補助金」)	平成25年度(平成26年度以降の継続や改編を含めて見直し)
29	しがの水田野菜生産拡大事業費補助金	平成27年度

これらのうち、一定の時期が到来した時点で事業を終了するという意味での終期設定は、2事業にとどまった。他の4事業は、補助事業が関連する基本計画等の改定時期に合わせて、廃止を含めた見直しを行うものなど、「終期」というよりは「見直し時期」の設定というべきものであった。

事業終了を意味する終期設定を行うべきかどうかについては、補助事業の性格により一概に論じることはできないが、少なくとも奨励的要素の強い補助金については、思い切った終期設定が必要であると思われる。

また、終期設定になじまない補助事業であっても、事業の効果や達成度を検証する目安となる時期を、上位計画の計画期間等に合わせて設定するなどにより、漫然と補助金が継続されることがないようにすべきである。

(4) その他

今回の監査では、上に述べたように効果の視点を中心に行ったが、監査を進める中で、目的を実現する手段としてふさわしいか検証すべきもの、関連する部局との連携が不十分であるもの、交付先の執行体制に課題が認められるもの、補助事業に係る情報の県民への公開、提供が必要と思われるものなど、いくつか別の課題も浮かび上がった。

これらの課題については、「補助金ごとの意見」および「総論意見」の中で意見を付した。

2 補助金ごとの意見

この項の各表において「公益法人」とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことをいい、「その他の法人」とは、市町および公益法人を除く法人のことをいう。

番号 1 補助金名称 個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	知事直轄組織防災危機管理局		
創設年度	平成22年度	終期設定	なし
補助事業の目的	地震による住宅の倒壊から県民の生命を守る		

補助対象事業の内容	居住者が行う箱型およびベッド型の耐震シェルター等の設置に要する経費に対し、市町が補助する事業		
交付先の分類	市町（市町がさらに事業主体に補助）		
主な交付先	草津市、栗東市、野洲市 ほか		
補助対象事業費（経費）	住宅内に設置する耐震シェルター等の本体およびその設置に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	5 件	平成22年度交付金額（総額）	1,400,000円
交付金額の状況	平均 280,000円（最大 400,000円） シェルター等 1 件につき上限20万円		

監査の意見

本事業は、個人木造住宅への耐震シェルター等の設置に対する市町間接補助である。平成22年度の交付状況は、当初見込み50件に対し、実績が7件と低調であった。

また、補助対象の耐震シェルターは、安価なもので25万円程度であり、20万円の定額補助は、結果として非常に高い補助率となっている。

本事業を実施するに当たっては、具体的な普及目標を設定するとともに、事業実績、県民ニーズの動向などを十分踏まえつつ、その必要性についても検証すべきである。

また、補助金額については、事業費に一定の補助率を乗じ、あわせて上限額を設定するのが一般的であり、本事業の補助金額の定め方の妥当性について、改めて検討すべきである。

番号 2 補助金名称 地域消防組織強化費補助金

補助事業の概要

所管課等	知事直轄組織防災危機管理局		
創設年度	昭和53年度以前	終期設定	なし
補助事業の目的	財団法人滋賀県消防協会が行う、消防体制確立ならびに組織の近代化、消防職団員の資質向上、火災予防思想の普及徹底等に要する経費に対して補助し、本県消防力の強化充実を図る。		
補助対象事業の内容	財団法人滋賀県消防協会が行う消防職団員への研修、顕彰事業 消防大会、消防操法大会、消防出初式等の県との共催事業 事務局長人件費等		
交付先の分類	公益法人（県出資割合 1 / 4 以上）		
主な交付先	財団法人滋賀県消防協会		
補助対象事業費（経費）	消防職団員への研修、啓発、顕彰事業、消防大会、消防操法大会、出初式等の県との共催事業に要する経費および事務局長人件費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額（総額）	10,781,000円
交付金額の状況	平均 10,781,000円（最大 10,781,000円）		

監査の意見

本事業は、財団法人滋賀県消防協会に対する運営費補助である。

補助目的は、「消防体制の確立」「組織の近代化」「消防職団員の資質向上」「火災予防思想の普及」と幅広く、事業の達成度を端的に示す指標は設定されていない。

事業の達成度を端的に示す指標が設定されていない場合、補助金の有効活用を促す観点から、その効果が評価しにくい側面がある。

については、県の政策方針に照らした事業目標や事業効果を測る指標の設定を促すなど、事業主体への補助効果が一層高まるよう指導すべきである。

番号 3 補助金名称 近江歴史回廊推進協議会運営費補助金

補助事業の概要

所管課等	総合政策部文化振興課		
創設年度	平成 6 年度	終期設定	なし

補助事業の目的	近江歴史回廊構想に沿った事業を展開することにより、滋賀県の歴史文化資源に光をあて、地域の活性化や個性化に資するとともに、これらが地域の誇りとなり、ひいては未来のまちづくりやひとづくりに活かされることを目的とする。		
補助対象事業の内容	近江の歴史文化資源についての情報発信、人材育成、学習等の機会提供事業および近江歴史回廊推進協議会の運営		
交付先の分類	任意団体		
主な交付先	近江歴史回廊推進協議会		
補助対象事業費（経費）	【協議会全体事業】 近江の歴史文化資源についての情報発信、人材育成、学習等の機会提供を行う事業の実施に要する経費およびこれに必要な近江歴史回廊推進協議会の運営費 【部会推進事業】 各部会が実施する探訪ルート沿線の歴史文化資源についての情報発信、人材育成、学習等の事業実施に要する経費およびこれに必要な各部会の運営費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額（総額）	7,479,472円
交付金額の状況	平均 7,479,472円（最大 7,479,472円）		

監査の意見

本事業は、近江歴史回廊推進協議会に対する運営費補助である。

同協議会は、平成6年に県の近江歴史回廊構想の具現化を目的として設立されたが、近年では近江歴史回廊大学の運営やパンフレットの作成、歴史探訪ツアーの開催など、毎年度ほぼ同じような手法で事業を実施している。

こうした事業手法は、観光振興、文化財保護、健康福祉など、他の分野の事業と類似している部分が多い。

ついで、「(1)滋賀の歴史文化資源に光を当て、(2)人々が親しみ、地域の誇りとなり、(3)まちづくり、ひとづくりに活かす」という近江歴史回廊構想の目的に照らし、協議会事業が真に効果を発揮しているか、適切な指標および目標を設定して評価を行いながら、事業手法について見直しを検討すべきである。

番号 4 補助金名称 専修学校等運営費補助金

補助事業の概要

所管課等	総務部総務課		
創設年度	昭和54年度	終期設定	なし
補助事業の目的	義務教育および高等学校教育に準ずる教育を行う専修学校・各種学校を設置する学校法人に対し、その運営費の一部を補助し、学校法人の経営の安定化に寄与するとともに、専修学校における小・中学教育および高等教育に準ずる教育の振興を図る。		
補助対象事業の内容	専修学校・各種学校を設置する学校法人が行う、技能教育施設における教育または義務教育に準ずる教育		
交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	準学校法人滋賀朝鮮学園、学校法人長良学園		
補助対象事業費（経費）	技能教育施設における教育または義務教育に準ずる教育に要する経費のうち、学校法人会計基準別表第1支出の部に規定する人件費（役員報酬、退職金を除く。）、教育研究経費、管理経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	2 件	平成22年度交付金額（総額）	3,950,000円
交付金額の状況	平均 1,975,000円（最大 2,054,000円）		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 5 補助金名称 滋賀県産業廃棄物減量化技術研究開発等事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	琵琶湖環境部循環社会推進課		
創設年度	平成17年度	終期設定	なし

補助事業の目的	産業廃棄物の減量化・資源化を図る。		
補助対象事業の内容	滋賀県内の産業廃棄物の排出事業者等による、産業廃棄物の発生抑制や資源化を目的とする技術の研究開発		
交付先の分類	その他の法人、個人		
主な交付先	株式会社崎山組		
補助対象事業費（経費）	産業廃棄物の発生抑制や資源化を目的とする技術の研究開発等を行うための経費		
補助率等	1 / 2 以内（限度額 100万円以上500万円以下）		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額（総額）	2,413,000円
交付金額の状況	平均 2,413,000円（最大 2,413,000円）		

監査の意見

本事業は、産業廃棄物の排出事業者等に対する廃棄物の減量化等を目的とした研究開発費補助である。

本事業に係る技術開発の成果に関する権利は、補助事業者に帰属することになっているが、研究成果は一人に帰属させるよりも、広く普及した方が効果的であると思われる。

また、研究開発に対する技術的支援や開発後の融資制度はなく、後方支援が不十分であると言わざるを得ない。

については、現行制度における権利の帰属関係が、政策目的に照らして真にふさわしいものかどうか検討するとともに、研究開発という手法を用いる場合は、関係部局が有する支援機能との連携を図るべきである。

また、産業廃棄物の減量化等の技術の普及を目指すのであれば、県による研究委託の方法も考えられるので、現在の補助金という支援の手法が真にふさわしいかを今一度よく検討すべきである。

番号 6 補助金名称 滋賀県下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金

補助事業の概要

所管課等	琵琶湖環境部下水道課		
創設年度	昭和57年度	終期設定	なし
補助事業の目的	琵琶湖の富栄養化防止を図るため、窒素およびリンの除去を目的とした高度処理施設の維持管理を支援する。		
補助対象事業の内容	公共下水道の終末処理場における高度処理施設の維持管理		
交付先の分類	市町（事業主体が市町）		
主な交付先	大津市、甲賀市、近江八幡市 ほか		
補助対象事業費（経費）	公共下水道終末処理場における高度処理施設の維持管理事業に要する経費（電気料金、薬品費）		
補助率等	3 / 10以内		
平成22年度交付先数	4 件	平成22年度交付金額（総額）	9,716,000円
交付金額の状況	平均 2,429,000円（最大 7,132,000円）		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 7 補助金名称 木の香る淡海の家推進事業

補助事業の概要

所管課等	琵琶湖環境部森林政策課		
創設年度	平成18年度	終期設定	あり（平成26年度）
補助事業の目的	地球温暖化防止の観点から木材の二酸化炭素固定機能が重視されるなか、地域で生産された木材を利用することが重要であり、地域の木材を利用することによって地域の森林が整備され、森林環境が改善される。		
補助対象事業の内容	県内でびわ湖材（県産証明のある木材）等を利用した住宅を建てる工務店等に対し、その利用量に応じて定額の助成を行う。		
交付先の分類	任意団体		
主な交付先	県産木材活用推進協議会		
補助対象事業費（経費）	1 びわ湖材等を利用して住宅を建築する県内建築事業者のびわ湖材等購入に対する助成および耐震改修に要するびわ湖材の柱材等の調達・提供に要する経費		

	2 普及宣伝費 3 審査会等の開催経費
補助率等	1 / 2 以内 (上記 2、3)、定額 (上記 1)
平成22年度交付先数	1 件 平成22年度交付金額 (総額) 38,501,200円
交付金額の状況	平均 38,501,200円 (最大 38,501,200円)

監査の意見

本事業は、県産木材活用推進協議会を通じて、びわ湖材等を利用した住宅の新築または耐震改修を支援 (定額助成等) するものである。

県は、琵琶湖森林づくり基本計画において、「びわ湖材認証を行った年間木材量」を平成26年度で18,000m³とする目標値を設定しているが、これに対して本事業がどのように貢献しているかが見えにくい。

また、新築の場合の助成金は建築事業者に交付されるため、建築主が補助効果をどこまで実感できているのか、よく分からない面がある。

については、制度設計の基礎となる県全体の木材生産量等を十分把握するとともに、目標値を設定の上、補助効果を検証しながら事業に取り組むべきである。

また、建築主補助とした場合との比較考量を行うなど、補助効果をより高める方法について検討すべきである。

番号 8 補助金名称 森の資源研究開発事業

補助事業の概要

所管課等	琵琶湖環境部森林政策課		
創設年度	平成18年度	終期設定	あり (平成26年度)
補助事業の目的	滋賀県内の森林資源を地域で利用することで森林の整備が進み、山村の活力を増進させる観点から、木材をはじめ動植物や森林空間を含めた森林資源のすべてが有効に活用されることを目的とする。		
補助対象事業の内容	県内の森林資源の新たな利用方法についての研究開発および県内の森林空間の新たな利活用についての調査研究		
交付先の分類	その他の法人、任意団体		
主な交付先	関西産業株式会社、環境レイカーズ、エコ・ワークス ほか		
補助対象事業費 (経費)	県内の森林資源の新たな利用方法についての研究開発および県内の森林空間の新たな利活用についての調査研究に要する経費		
補助率等	1 / 2 (上限500万円)		
平成22年度交付先数	5 件	平成22年度交付金額 (総額)	4,460,881円
交付金額の状況	平均 892,176円 (最大 1,910,000円)		

監査の意見

本事業は、県内の森林資源の新たな利用方法に係る研究開発費補助である。

本事業に係る技術開発の成果に関する権利は、補助事業者に帰属することになっているが、研究成果は一者に帰属させるよりも、広く普及した方が効果的であると思われる。

また、研究開発に対する技術的支援や開発後の融資制度はなく、後方支援が不十分であると言わざるを得ない。

については、現行制度における権利の帰属関係が、真にふさわしいものかどうか検討するとともに、研究開発という手法を用いる場合は、関係部局が有する支援機能との連携を図るべきである。

また、森林資源の利用方法を広く普及するなら、県による研究委託などの手法も考えられるので、現在の補助金という支援の手法が最適かどうかを今一度よく検討すべきである。

番号 9 補助金名称 森林環境学習「やまのこ」事業

補助事業の概要

所管課等	琵琶湖環境部森林政策課		
創設年度	平成19年度	終期設定	あり (平成26年度)
補助事業の目的	学校教育の一環として、森林環境学習施設およびその周辺森林で体験型の学習を実施することにより、次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむ。		

補助対象事業の内容	小学校 4 年生を対象に、森林環境学習施設および周辺森林を利用した森林環境に関する学習を実施する。		
交付先の分類	市町 (事業主体が市町)		
主な交付先	大津市、栗東市、多賀町 ほか		
補助対象事業費 (経費)	学校が参加する経費 (移動経費、事前事後学習経費) 受入施設の経費 (専任指導員経費、活動費・安全確保費、事務経費、学習施設活動資機材整備費)		
補助率等	10 / 10以内		
平成22年度交付先数	26件	平成22年度交付金額 (総額)	82,123,839円
交付金額の状況	平均 3,158,609円 (最大 9,433,002円)		

監査の意見

本事業は、学校教育の一環として実施される森林環境学習に取り組む市町への補助である。

本事業では、森林環境学習の実施後に事業評価が行われているが、評価手法として教員が記入したアンケートの結果が用いられている。

当該アンケートは、学習に参加した児童の理解度などを A、B、C、D の 4 段階で評価するものであるが、A と B がほとんどであるなど、事業全体を評価するには一面的と思われる。

については、教員による評価だけでなく、児童自身の率直な評価を引き出す手法を考案するなど、参加児童の視点からも事業が評価できるよう工夫すべきである。

番号 10 補助金名称 湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業

補助事業の概要

所管課等	琵琶湖環境部自然環境保全課		
創設年度	平成22年度	終期設定	なし
補助事業の目的	森林生態系を保全するため、滋賀県特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの個体数の調整。		
補助対象事業の内容	個体数調整のために市町が実施するニホンジカの捕獲事業		
交付先の分類	市町 (事業主体が市町)		
主な交付先	高島市、東近江市、大津市 ほか		
補助対象事業費 (経費)	特定鳥獣保護管理計画に基づき、許可を受けてニホンジカを捕獲するために要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	10件	平成22年度交付金額 (総額)	46,558,000円
交付金額の状況	平均 4,655,800円 (最大 28,376,000円)		

監査の意見

本事業は、ニホンジカを適正個体数に調整するための市町への補助である。

本事業では、モニタリング調査結果等をもとに策定された「滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」に基づき、ニホンジカの捕獲を行っている。

しかし、モニタリング調査のデータが前回推定時よりさらに集積され精度が高まった結果、現在策定中の「滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画 (第 2 次) 」案では、生息数が現在の 26,000 頭から 47,000 頭 ~ 67,000 頭へと上方修正され、より一層の捕獲が求められている。

しかしながら、本事業における平成 22 年度の捕獲目標頭数 4,300 頭に対し、実績は 3,753 頭で目標を下回った。

については、今後さらに捕獲を増やさなければならないことから、目標数を達成できなかった原因を分析し、課題を整理の上、本事業により捕獲が一層促進されるよう、的確な対策を講じるべきである。

また、実際の生息数をより正確に推計するため、現在のモニタリング調査と併せて、補助金実績報告の際に提出される捕獲記録を含めた捕獲者からの捕獲情報を詳細に分析するなどデータを積み上げ、モニタリングの精度を一層高めるべきである。

番号 11 補助金名称 レイカディア振興事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	健康福祉部元気長寿福祉課		
創設年度	平成 2 年度	終期設定	なし
補助事業の目的	明るい長寿社会を推進するため、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が行う高齢者の生きがい・健康づくりの推進などの各種事業に係る経費に対して補助する。		
補助対象事業の内容	ねんりんピックびわこ・レイカディア県民大会の開催 シルバー作品展の開催 全国健康福祉祭への選手団の派遣 レイカディア振興事業に要する運営管理事業		
交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会		
補助対象事業費 (経費)	ねんりんピックびわこ県民大会 (シルバー作品展を含む) の開催に要する経費 全国健康福祉祭への選手団派遣等に要する経費 レイカディア振興事業に係る運営管理に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	16,935,474円
交付金額の状況	平均 16,935,474円 (最大 16,935,474円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 12 補助金名称 介護施設等整備費補助金

補助事業の概要

所管課等	健康福祉部元気長寿福祉課		
創設年度	昭和41年度	終期設定	なし
補助事業の目的	老人福祉法および介護保険法に定める老人福祉の理念に基づき、老人の心身の健康の保持および生活の安定を目的とする。		
補助対象事業の内容	社会福祉法人等が「レイカディア滋賀プラン」に沿って計画的に行う介護施設等の整備事業		
交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	社会福祉法人聖優会、社会福祉法人たかしま会、社会福祉法人さざなみ会 ほか		
補助対象事業費 (経費)	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	5 件	平成22年度交付金額 (総額)	705,600,000円
交付金額の状況	平均 141,120,000円 (最大 210,000,000円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 13 補助金名称 進学課程看護師養成所運営費負担金

補助事業の概要

所管課等	健康福祉部医務薬務課		
創設年度	平成 8 年度	終期設定	なし
補助事業の目的	看護師養成定数の増加および准看護師の進路の確保を図るため、社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会が行う看護師養成所の進学課程に係る運営経費に対し、負担金を交付する。		
補助対象事業の内容	・済生会が行う看護師養成所運営事業のうち進学課程の運営事業 ・済生会が行う進学課程在学者に対する就学支援事業		
交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会		
補助対象事業費 (経費)	済生会が行う看護師養成所運営事業に要する経費のうち進学課程の運営に係る経		

	費 済生会が行う進学課程に在学する者に対する就学支援事業に要する経費		
補助率等	支出額から収入額を減じて得た額から寄付金その他の収入額を控除した額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	45,523,000円
交付金額の状況	平均 45,523,000円 (最大 45,523,000円)		

監査の意見

本事業は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会が行う看護師養成所の進学課程に対する運営費補助である。

定員80名(1学年40名)の進学課程養成所に約4,500万円の県負担金が支出されているが、近年では定員割れが続いており、新入学者が30人に満たない年もあり、固定費の占める割合が大きいことを考えると、必ずしも効率的な養成所運営とはいえない。

看護師の確保や資質の向上は重要な課題であり、また、准看護師が看護師資格の取得を目指すための進学課程は県内で当該養成所のみとなっていることから、本事業の果たす役割は大きいだけに、入学者の確保等に努めるとともに、適切な数値指標を設定の上、負担金の効果を検証しながら事業に取り組むべきである。

番号 14 補助金名称 救急災害医療研修補助金

補助事業の概要

所管課等	健康福祉部医務薬務課		
創設年度	平成18年度	終期設定	なし
補助事業の目的	医療従事者等に対して救急および災害医療研修を実施し、救急および災害医療体制の強化を図る。		
補助対象事業の内容	医師・看護師等を対象とする救急および災害医療研修事業 災害医療の研修冊子の作成および普及啓発事業 救急および災害医療の向上に関する研究事業		
交付先の分類	公益法人(県出資なし)		
主な交付先	社団法人滋賀県医師会、社団法人滋賀県看護協会		
補助対象事業費(経費)	研修開催およびその準備等に必要経費		
補助率等	定額(滋賀県医師会)、1/2以内(滋賀県看護協会)		
平成22年度交付先数	2 件	平成22年度交付金額(総額)	7,200,000円
交付金額の状況	平均 3,600,000円(最大 7,000,000円) 滋賀県医師会7,000,000円、滋賀県看護協会200,000円		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 15 補助金名称 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	健康福祉部子ども・青少年局		
創設年度	平成12年度	終期設定	なし
補助事業の目的	積極的に低年齢児の受入に取り組む民間保育所に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。		
補助対象事業の内容	1、2歳児が13人以上入所している民間保育所において、児童福祉施設最低基準およびその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配を行い、保育士配置の充実を図る。		
交付先の分類	市町(市町がさらに事業主体に補助)		
主な交付先	大津市、彦根市、草津市 ほか		
補助対象事業費(経費)	低年齢児保育特別保育士として配置された職員に必要な人件費、またはその委託に要する経費		
補助率等	1/3		
平成22年度交付先数	17件	平成22年度交付金額(総額)	148,746,000円

交付金額の状況	平均 8,749,764円 (最大 33,125,000円)
---------	--------------------------------

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 16 補助金名称 青少年立ち直り支援センター運営事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	健康福祉部子ども・青少年局		
創設年度	平成16年度	終期設定	なし
補助事業の目的	非行少年等を立ち直らせ、再非行を防止するため、個々の少年の非行程度や少年を取り巻く環境に応じて体系的な支援を行うことを目的として、少年補導センターに「青少年立ち直り支援センター：呼称（あすくる）」機能を置き、その運営に係る経費に対し補助を行う。		
補助対象事業の内容	様々な問題を有する非行少年等の生活習慣の改善、就学・就労支援、家庭環境の改善等に必要の個別支援プログラムを策定し、体系的な支援を行う。		
交付先の分類	市町（事業主体が市町）		
主な交付先	東近江市、近江八幡市、守山市・野洲市 ほか		
補助対象事業費（経費）	青少年立ち直り支援センターの職員（支援コーディネーター、教員、臨床心理士）の件費および事業に係る活動費		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	9 件	平成22年度交付金額（総額）	53,528,000円
交付金額の状況	平均 5,947,555円 (最大 7,040,000円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 17 補助金名称 にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金（にぎわい創出推進事業）

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部商業振興課		
創設年度	平成20年度	終期設定	なし
補助事業の目的	商店街組織や商工会等が、地域の特性を生かして、商店街の魅力向上や地域のふれあい創出事業等を通じて、商店街のにぎわいを回復し、活性化を図る。		
補助対象事業の内容	商店街という場所や機能を活用して、少子高齢化、環境保全・リサイクル、安全・安心など、地域社会が抱える課題解決に資することができ、かつ、商店街の存在価値を地域にとってかけがいのないものに高め、今後の可能性を開く等の要件を満たし、商店街のにぎわいを創出するための取組		
交付先の分類	その他の法人、任意団体		
主な交付先	愛荘町商工会、守山商工会議所、長浜商工会議所 ほか		
補助対象事業費（経費）	事業に要する謝金（委員、講師、研究員等外部専門家に対する謝金）、旅費（委員、講師、研究員等外部専門家に対する旅費、視察研修旅費）、事業経費（店舗改装工事費、開発費、店舗等賃借料、会場借料、機器借上・借損料、資料等作成費、原稿料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、図書購入費、通信運搬費、保険料、雑役務費、その他知事が認める経費）、委託費（専門的知識・技術を要する事業部分）		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	19件	平成22年度交付金額（総額）	12,172,295円
交付金額の状況	平均 640,647円 (最大 1,500,000円)		

監査の意見

本事業は、商店街のにぎわい創出のために行う各種事業に取り組む商工会等に対する補助である。

平成22年度は19件、約1,200万円の補助金が交付されているが、その効果については、例えば、補助事業者自身が設定した特定の1店舗における来店客数等の目標に対し、自らが実績値を報告する形になっているなど、補助効果を測定するデータとしては客観性に乏しい面がある。また、この指標・目標は、個別の補助案件に係るもの

であり、これとは別に、県が補助事業を実施することについての評価を行う必要がある。

ついては、事業採択の審査にあたっては、指標・目標の内容についてもよく吟味するとともに、効果の大きさを十分予測し、事業採択の絞り込みに活かすべきである。また、個別の補助案件に係る評価とともに、本補助事業全体の効果を評価する指標と目標を設定すべきである。

番号 18 補助金名称 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部商業振興課		
創設年度	平成18年度(当年度より県単独)	終期設定	なし
補助事業の目的	新事業への意欲のある県内中小企業者等が滋賀県の承認や認定を受けた事業について、事業化・市場化段階にある事業を自ら行う場合に、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、県内中小企業の創意ある向上発展を図り、もって県経済の健全な発展に資すること。		
補助対象事業の内容	県で承認された経営革新計画や、認定されたチャレンジ計画に基づき、事業化・市場化段階にある事業を、試作品開発や展示会出展を通じて、ステップアップさせる。		
交付先の分類	その他の法人、個人		
主な交付先	フロンティアシステム株式会社、有限会社エス・アイ・アール、株式会社暁電機製作所ほか		
補助対象事業費(経費)	【新商品等市場化事業】専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、原材料費、気化器装置等購入費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、コンサルタント費、製造・改良等委託費、産業財産権等取得委託費、試験分析等委託費 【販路開拓事業】専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、展示会等出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、通訳・翻訳料、受講料、保険料、コンサルタント費、市場調査費、品質検査費		
補助率等	1 / 2 (上限300万円、下限50万円)		
平成22年度交付先数	8 件	平成22年度交付金額(総額)	10,835,000円
交付金額の状況	平均 1,354,375円(最大 2,083,000円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 19 補助金名称 びわ湖環境ビジネスメッセ開催費補助金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部新産業振興課		
創設年度	平成10年度	終期設定	なし
補助事業の目的	環境産業の振興を図るため、環境負荷を低減する製品・技術等を対象とした商談・取引と情報発信・交流の場を提供する。		
補助対象事業の内容	環境産業の総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催(年1回)		
交付先の分類	任意団体		
主な交付先	滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会		
補助対象事業費(経費)	びわ湖環境ビジネスメッセ開催に係る会場準備等の施工運営費および年間の事務局運営費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額(総額)	3,026,763円
交付金額の状況	平均 3,026,763円(最大 3,026,763円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 20 補助金名称 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部新産業振興課		
創設年度	平成18年度	終期設定	なし
補助事業の目的	中小企業が新プロジェクトを立案しチャレンジできる環境を整備することにより、新製品や新技術開発を活発化し、新事業につなげる。		
補助対象事業の内容	県内中小企業者等が自ら行う新製品、新技術に関する調査研究、研究開発、試作開発等		
交付先の分類	その他の法人、個人		
主な交付先	株式会社クリスタル光学、日本ロジックス株式会社、株式会社東洋化学 ほか		
補助対象事業費（経費）	新製品、新技術の開発に必要とされる原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、研究開発委託費、直接人件費、産業財産権取得費、その他の経費		
補助率等	1 / 2 以内（単独研究型）、2 / 3 以内（共同研究型）		
平成22年度交付先数	11件	平成22年度交付金額（総額）	38,018,605円
交付金額の状況	平均 3,456,236円（最大 6,433,000円）		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 21 補助金名称 企業との連携によるトライWORK推進事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部労働雇用政策課		
創設年度	平成18年度	終期設定	なし
補助事業の目的	事業主と連携して、就労を希望する障害者に対して1週間程度の就労体験の場を提供することで、障害者の就労意欲の向上を図るとともに、事業所の障害者雇用に対する理解を深め、障害者就労を推進する。		
補助対象事業の内容	社団法人滋賀県社会就労事業振興センターおよび県内7箇所の障害者働き・暮らし応援センターにおいて、就労体験受入企業の開拓、体験希望障害者と受入企業とのコーディネート、就労体験実施状況の把握・評価、体験終了障害者への支援調整等を行う。		
交付先の分類	公益法人（県出資なし）		
主な交付先	社団法人滋賀県社会就労事業振興センター		
補助対象事業費（経費）	コーディネーター設置費 活動費 受入企業等への謝金		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1件	平成22年度交付金額（総額）	3,387,000円
交付金額の状況	平均 3,387,000円（最大 3,387,000円）		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 22 補助金名称 多文化共生推進事業補助金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部観光交流局		
創設年度	平成4年度	終期設定	なし
補助事業の目的	財団法人滋賀県国際協会が行う、外国籍住民に対する相談業務、情報誌発行、サポーター育成、日本語教育支援、意識啓発等を通じ、多文化共生を推進する。		
補助対象事業の内容	外国籍住民サポーター育成、外国籍住民相談窓口設置、外国人向け情報誌「みみタロウ」発行		
交付先の分類	公益法人（県出資割合1 / 4以上）		
主な交付先	財団法人滋賀県国際協会		

補助対象事業費 (経費)	サポーター養成講座に要する報償費、旅費、会場借上費、消耗品費等 外国籍住民相談窓口業務に要する人件費、電話代、図書購入費、旅費 「みみタロウ」発行業務に要する印刷費、送料、翻訳・取材費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	7,979,617円
交付金額の状況	平均 7,979,617円 (最大 7,979,617円)		

監査の意見

本事業は、外国籍住民に対する相談業務等の支援事業を実施する財団法人滋賀県国際協会に対する補助である。本事業で行われている相談業務や情報提供の件数を目標値として設定することは、性質上なじまないとされている。しかし、事業の達成度を端的に示す指標が設定されていない場合、補助金の有効活用を促す観点から、その効果が評価しにくい側面がある。

また、住民の相談業務は、第一義的には市町が行うべきであり、市町の相談体制が十分でない場合に県が一定の補完を行う必要性は認められるものの、市町においても徐々に体制整備が進んできている。

については、県の政策方針に照らした事業目標や事業効果を測る指標の設定を促すなど、事業主体への補助効果が一層高まるよう指導するとともに、市町の体制整備状況に応じて、市町と協議の上、役割分担の明確化を図るべきである。

番号 23 補助金名称 観光物産振興事業負担金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部観光交流局		
創設年度	平成15年度	終期設定	なし
補助事業の目的	社団法人びわこビジターズビューローが実施する事業により、本県の観光および物産の振興を図る。		
補助対象事業の内容	社団法人びわこビジターズビューローが実施する次の事業 観光物産情報発信事業、滞在型広域観光推進事業「近江みちのくに事業」、広域観光支援事業、旅行商品化提携事業、国際観光推進事業、教育旅行誘致事業、日本観光協会共同事業、物産振興事業、滋賀観光物産情報センター運営事業、運営費助成事業		
交付先の分類	公益法人 (県出資割合 1 / 4 以上)		
主な交付先	社団法人びわこビジターズビューロー		
補助対象事業費 (経費)	上記対象事業に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	77,242,000円
交付金額の状況	平均 77,242,000円 (最大 77,242,000円)		

監査の意見

本事業は、社団法人びわこビジターズビューローが行う観光物産振興に関する事業に対する負担金である。

県の観光物産振興は、本負担金を通じて、主にびわこビジターズビューローが主体となって取り組んでいるが、近江牛をはじめとする食のブランド化の推進に取り組む農政水産部との連携は必ずしも十分ではない。また、全国に向けた情報発信機能を有する東京事務所との連携も十分とはいえない。

については、補助金の効率的な執行や相乗効果を期するため、農政水産部局との一層の連携に取り組むとともに、東京事務所との連携強化に努めるべきである。

番号 24 補助金名称 滋賀県江州音頭普及会補助金

補助事業の概要

所管課等	商工観光労働部観光交流局		
創設年度	昭和60年度	終期設定	なし
補助事業の目的	本県の代表的な民謡である江州音頭を広く県内外に普及し、あわせて本県のイメージの高揚を図る。		
補助対象事業の内容	江州音頭普及のための情報発信事業、普及を進める団体への助成、県外イベント参		

	加、運営費、その他江州音頭の普及に資する事業		
交付先の分類	任意団体		
主な交付先	滋賀県江州音頭普及会		
補助対象事業費(経費)	情報発信事業(出張公演等の実施、「江州音頭フェスタinしが」の開催)、県外イベント参加(会員団体への助成)、江州音頭盆踊り大会の開催(江州音頭フェスティバル京都大会への助成)に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額(総額)	1,900,000円
交付金額の状況	平均 1,900,000円(最大 1,900,000円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 25 補助金名称 青年農業者等育成センター運営費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部農政課		
創設年度	平成 8 年度	終期設定	なし
補助事業の目的	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき指定された青年農業者等育成センターに就農相談窓口を設置する等、就農相談から円滑な就農および就農定着に至るまで一貫した支援体制を整備し、次代の優れた本県農業の担い手の育成確保を図る。		
補助対象事業の内容	就農相談活動の実施、就農準備講座の開催、無料職業紹介活動の実施、青年農業者交流事業の実施、プロジェクト発表大会の開催と参加、就農希望者・青年農業者等交流事業の実施、就農支援資金貸与等事務		
交付先の分類	公益法人(県出資割合 1 / 4 以上)		
主な交付先	財団法人滋賀県農林漁業後継者特別対策基金		
補助対象事業費(経費)	上記対象事業に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額(総額)	7,753,000円
交付金額の状況	平均 7,753,000円(最大 7,753,000円)		

監査の意見

本事業は、就農相談から就農定着に至るまでの支援体制の整備を行う、財団法人滋賀県農林漁業後継者特別対策基金に対する運営費補助である。

就農までにはさまざまな要因があることから、就農の実現は本事業のみの効果ではないとして、本事業では、指標設定がされていない。しかし、本事業の効果は、就農者数にこそ現れるので、これを抜きにして、本事業の効果は判断できない。

については、新規就農者数や就農者総数、本事業を利用した就農者数等を効果指標に設定し、目標値もしっかりと定めて、事業に取り組むべきである。

また、本事業は、後継者基金に対する補助という手法をとっているが、就農者の確保を図る上で、県の役割は大きく、本補助金の補助率が10/10になっていることを考え合わせると、補助ではなく、委託の方法によることも考えられるので、事業手法についても検討すべきである。

番号 26 補助金名称 集落営農法人化等支援体制整備事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部農政課		
創設年度	平成22年度	終期設定	あり(平成26年度)
補助事業の目的	集落営農組織について、地域農業を安定的に担えるような経営体質の強化を図るため、組織の法人化や経営の多角化・複合化等に向けて支援する。		
補助対象事業の内容	アドバイザー設置事業 講習会等開催事業		

交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	滋賀県農業協同組合中央会		
補助対象事業費 (経費)	アドバイザー設置事業に要する経費 講習会等開催事業に要する経費		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	2 件	平成22年度交付金額 (総額)	1,282,000円
交付金額の状況	平均 641,000円 (最大 1,000,000円) アドバイザー設置1,000,000円、講習会等開催282,000円		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 27 補助金名称 経営構造対策推進事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部農政課		
創設年度	平成11年度以前	終期設定	なし
補助事業の目的	経営構造対策等で整備された施設等が有効に活用されるよう支援することにより、担い手の育成・確保を図る。		
補助対象事業の内容	指導助言体制の整備、指導推進会議および第三者委員会の開催、評価活動等の支援、情報の収集および提供、経営確立指導調査、経営構造対策等の点検評価、調査および研究等の実施		
交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	滋賀県農業会議		
補助対象事業費 (経費)	上記の補助対象事業の実施に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	9,062,000円
交付金額の状況	平均 9,062,000円 (最大 9,062,000円)		

監査の意見

本事業は、経営構造対策等で整備された施設等が有効活用されるよう、指導助言や情報提供等を行う滋賀県農業会議に対する運営費補助である。

過去に整備された施設等が必ずしも有効に活用されていないことを踏まえ、農業の担い手確保の観点から支援するものであるが、本来、当該施設等の有効活用は、補助事業者の責任において行うべきことである。

については、過去の補助事業に、さらに補助を追加することなく、日常の行政指導の中で同等の支援を行うことができないか検討すべきである。また、農業の担い手確保は県が主体となって取り組むべき施策であると整理するのであれば、補助ではなく、農業会議への委託も考えられるので、事業手法についても検討すべきである。

番号 28 補助金名称 近江米ブランドイメージ向上事業費補助金

(平成23年度より「近江米ファン拡大強化事業費補助金」)

補助事業の概要

所管課等	農政水産部食のブランド推進課		
創設年度	平成20年度	終期設定	あり (平成25年度)
補助事業の目的	近江米マーケティング戦略を基に、県の育成品種「秋の詩」を全面に押し出した情報発信等を行い、近江米の購買意欲の向上と産地のブランド化を図る。		
補助対象事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間ノウハウを活用した近江米宣伝広告の展開 ・秋の詩のイメージアップと購買意欲の促進 2 近江米 P R 活動の推進 ・観光サイドとタイアップしたイベント等の開催 3 近江米産地説明会の開催 ・近江米を扱う米穀卸売業者に対する環境こだわり農業等取組情報の発信 		
交付先の分類	任意団体		

主な交付先	近江米振興協会		
補助対象事業費 (経費)	近江米の消費者や流通事業者等への P R に要する経費		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	7,000,000円
交付金額の状況	平均 7,000,000円 (最大 7,000,000円)		

監査の意見

本事業は、近江米振興協会が行う近江米宣伝広告や産地説明会事業に対する補助である。県は、近江米の県産品種である「秋の詩」のイメージ向上、認知度向上に取り組んでいるが、作付面積は1割に達していない。認知度は向上していると自己評価しているが、根拠とする調査は、回によって方法や対象が異なるため、公正な評価が困難である。また、作付面積や販売数、販売価格も認知度の向上を感じさせる状況にはない。

本補助金は、平成23年度から近江米ファン拡大強化事業費補助金に改編されているが、改編後の補助金においても、事業効果を測定するための、より客観的な認知度指数や経済指標を設定し、これらの推移の把握に努めるべきである。その上で目標値を設定し、補助金の効果を検証しながら事業に取り組むべきである。

番号 29 補助金名称 しがの水田野菜生産拡大事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部農業経営課		
創設年度	平成22年度	終期設定	あり (平成27年度)
補助事業の目的	本県における野菜の自給率が40%と低く、一方で県内産野菜を求める県民の声が大きいことから、県民への野菜の安定供給が重要な課題となっている。このため、野菜を本県水田農業における戦略作物として位置付け、水田における野菜の生産拡大を図る。		
補助対象事業の内容	農業者個人や農業者が組織するグループが水田において新規に60アール以上の販売用野菜を生産するか、すでに野菜を生産している者にとっては、平成21年度に比べて20%以上の作付拡大を行い、60アール以上の販売用野菜を生産する場合に、野菜作付面積10アール当たり10,000円以内の定額助成を行う。		
交付先の分類	市町 (市町がさらに事業主体に補助)		
主な交付先	近江八幡市、東近江市、草津市ほか		
補助対象事業費 (経費)	水田において、一定面積以上の野菜を生産・販売した場合に、市町が補助する助成に要する経費		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	18件	平成22年度交付金額 (総額)	49,462,000円
交付金額の状況	平均 2,747,888円 (最大 15,091,000円)		

監査の意見

本事業は、水田において新規に、または拡大して、販売用野菜の生産を行う集落農業組合等に対する市町間接補助である。

事業初年度の平成22年度は、作付面積の拡大目標110haを超え、補助対象に限っても184haの面積拡大を実現した。今後もさらに拡大していくためには、新規の作付拡大が引き続き必要であることに加えて、過去に拡大した作付農地面積の維持も重要である。

については、新規作付農地の拡大状況とともに、既存の作付農地面積の維持状況もしっかり把握し、これらをひとつの指標として補助効果を検証しながら、平成27年度の目標作付面積1,500haの達成に努めるべきである。

番号 30 補助金名称 水産資源増殖事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部水産課		
創設年度	平成14年度以前	終期設定	なし
補助事業の目的	豊かな水産資源の回復・維持および県特産の水産物の安定供給を図るため、ニゴロブナ等重要水産資源の増殖事業を実施する。		
補助対象事業の内容	1 ニゴロブナ栽培漁業推進補助金		

	ニゴロブナ全長20mmサイズ種苗800万尾および20g (概ね全長120mm) サイズ種苗90万尾を生産し、一部に標識を施して放流する。また、漁獲物の標識調査を実施することによって放流効果を把握する。 2 重要魚苗放流補助金 ウナギ苗250kgを琵琶湖に、ピワマス 2 g (60mm) サイズ種苗70万尾を県内主要河川に放流する。		
交付先の分類	公益法人 (県出資割合 1 / 4 以上)、その他の法人		
主な交付先	財団法人滋賀県水産振興協会、滋賀県漁業協同組合連合会		
補助対象事業費 (経費)	1 ニゴロブナ栽培漁業推進補助金 (1) 放流効果モニタリング事業 標識試薬一式、漁獲標本、消耗品費、燃料費 (2) ニゴロブナ栽培漁業地域展開事業 種苗費、消耗品費、燃料費、備船料 (3) ニゴロブナ水田中間育成事業 種苗費、人件費、賃金、旅費交通費、燃料費、消耗品費、水田育成賃貸料、通信費 2 重要魚苗放流補助金 (1) ウナギ苗放流 種苗費、旅費交通費、賃金、消耗品費、通信費、備船料 (2) ピワマス放流 種苗費、旅費交通費、賃金、消耗品費、通信費、備船料		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	2 件	平成22年度交付金額 (総額)	19,614,726円
交付金額の状況	平均 9,807,363円 (最大 15,504,726円)		

監査の意見

本事業は、財団法人滋賀県水産振興協会等が行うニゴロブナ等の種苗放流事業に対する補助である。

本事業における放流魚種の漁獲に占める放流魚の割合 (混獲率) は、60%から80%と、漁獲量のほとんどを放流に頼っている状況である。この背景には、湖岸開発による漁場生産力の低下や水産有害生物による食害被害など、漁業者の責めによらない要因による琵琶湖の再生産能力の低下という事情が考えられるものの、このままでは琵琶湖の水産業はいつまでも自立できないのではないかと懸念される。琵琶湖漁業の再生のためには、琵琶湖の再生産能力の回復が求められ、それまでの間は、放流を継続することも必要であると考えられるが、本事業を実施するにあたり、具体的な目標値を設定していないことから、最終的な到達点もわかりにくいものとなっている。

については、漁獲量や混獲率などの指標を設定し、補助事業の効果を検証しながら、引き続き、より効率的・効果的に事業に取り組むべきである。

番号 31 補助金名称 河川漁業振興対策事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部水産課		
創設年度	昭和43年度	終期設定	なし
補助事業の目的	河川に種苗を放流することにより、河川における魚類の資源維持に努め、河川漁業の振興を図る。		
補助対象事業の内容	アユ、アマゴおよびイワナの種苗放流に係る種苗購入費の補助		
交付先の分類	その他の法人		
主な交付先	滋賀県河川漁業協同組合		
補助対象事業費 (経費)	滋賀県漁業協同組合連合会傘下19漁協に係るアマゴ、イワナ、アユの放流種苗購入費		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	3,000,000円

交付金額の状況	平均 3,000,000円 (最大 3,000,000円)
---------	-------------------------------

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 32 補助金名称 水田反復利用施設事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	農政水産部農村振興課		
創設年度	平成10年度	終期設定	なし
補助事業の目的	農業排水の反復利用や農業用水の節水等、施設整備を行うことにより、琵琶湖に係る農業排水負荷の削減を行う。		
補助対象事業の内容	排水路反復利用施設整備、自動給水栓設置、各筆反復利用施設整備、田面地均整備、魚類遡上施設整備		
交付先の分類	市町、その他の法人、任意団体		
主な交付先	愛知川沿岸土地改良区		
補助対象事業費(経費)	下記の工事費 排水路反復利用施設整備、自動給水栓設備、農業排水流出抑制施設整備、各筆反復利用施設整備、田園地均整備、魚類遡上施設整備		
補助率等	1 / 2 以内		
平成22年度交付先数	2 件	平成22年度交付金額(総額)	3,737,000円
交付金額の状況	平均 1,868,500円 (最大 2,992,000円)		

監査の意見

本事業は、市町や土地改良区等が行う農業排水の反復利用や用水の節水等を行う施設の整備事業に対する補助である。

本事業は、平成10年度から実施され、平成22年度までに80を超える地区で整備されてきた。しかし、施設の整備による農業排水負荷の削減効果については、単位面積あたりの試算にとどまり、施設整備により、実際にどの程度の削減効果があったのかがわかりにくいものになっている。

については、今後の事業実施においては、事業効果を検証し、わかりやすく整理して県民への説明に備えるなど、補助効果の説明責任を十分果たせるよう努めるべきである。

番号 33 補助金名称 琵琶湖環状線を活用した集客・交流創造事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	土木交通部交通政策課		
創設年度	平成19年度	終期設定	なし
補助事業の目的	平成18年10月に開業した琵琶湖環状線の利用促進(乗車人数の増加)を実施する。 (琵琶湖環状線の利便性向上のため、利用促進施策を行い、利用人数を増やす)		
補助対象事業の内容	1 JR北陸本線米原駅～湖西線近江塩津間、湖西線近江塩津～近江高島間の各駅を拠点として実施する観光客誘致事業 2 JR北陸本線米原駅～湖西線近江塩津間、湖西線近江塩津～近江高島間および東海道本線米原駅～柏原駅間の各駅の利用増進に資する事業 3 全県的な琵琶湖環状線の利用増進に資する事業		
交付先の分類	市町(事業主体が市町)、公益法人(県出資なし)、任意団体		
主な交付先	鉄道を活かした湖北地域振興協議会、琵琶湖環状線利用促進協議会、社団法人びわ湖高島観光協会 ほか		
補助対象事業費(経費)	・上記補助対象事業1および2を実施するために必要な経費 ・上記補助対象事業3全県的な琵琶湖環状線の利用増進に資する次の事業を実施するために必要な経費 (1) 小学生の体験学習等のための鉄道運賃補助費		
補助率等	1 / 2 以内(上記1、2) 定額(上記3。ただし、鉄道運賃補助は運賃の1 / 2 以内)		

平成22年度交付先数	4 件	平成22年度交付金額(総額)	11,241,138円
交付金額の状況	平均 2,810,284円 (最大 8,000,000円)		

監査の意見

本事業は、「鉄道を活かした湖北地域振興協議会」等が行う琵琶湖環状線の利用促進のために実施する観光客誘致等の事業に対する補助である。

琵琶湖環状線の利用客は、ここ数年横ばいとなっており、目標値は年々伸びを想定していることから、現状と目標値との乖離はむしろ広がっている。このままでは目標の未達成がダイヤの減便を招き、さらなる利用者の減少につながるという悪循環にもなりかねない。

については、観光部局および市町との一層の連携による観光客の利用増や企業への働きかけによる通勤利用の促進、地元住民の利用促進に取り組むなど、利用客増加につながるよう事業手法の創意工夫に努めるべきである。

番号 34 補助金名称 滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金

補助事業の概要

所管課等	土木交通部交通政策課		
創設年度	平成 2 年度	終期設定	なし
補助事業の目的	地域における生活交通を維持し、交通弱者の移動手段を確保するとともに、マイカーに過度に依存する交通体系から、環境負荷の少ないエコ交通への誘導を図る。		
補助対象事業の内容	県内各市町における地域住民の日常生活に必要な交通手段として、バス事業者による路線バスを補完するコミュニティバス等を運行する。		
交付先の分類	市町(事業主体が市町)、市町(市町がさらに事業主体に補助)		
主な交付先	長浜市、甲賀市、高島市 ほか		
補助対象事業費(経費)	補助対象路線(コミュニティバス、デマンドタクシー)の運行に係る欠損額(運行費用 - 運行収益)		
補助率等	・コミュニティバス 上半期(H21.10 ~ H22.3) : 1 / 2 下半期(H22.4 ~ 9) : 1 / 3 ・デマンドタクシー 通年 : 1 / 2		
平成22年度交付先数	15件	平成22年度交付金額(総額)	257,692,000円
交付金額の状況	平均 17,179,466円 (最大 59,427,000円)		

監査の意見

本事業は、コミュニティバス等を運行し、または運行する事業者に対し補助等を行う市町に対する補助である。

生活交通網の維持は、交通弱者対策として必要であり、赤字バスの運行に伴う欠損金の補てんを目的とする補助金は、やむを得ないところがあるものの、現在検討中の市町内の全自治会への停留所設置については、より多額の事業費を要し、欠損額がさらに増大する懸念もあると考えられる。

生活のための移動手段を確保しながら、経費の抑制を図るため、一部で開始されているデマンドタクシーのさらなる導入や、NPO等による過疎地有償運送等の促進を図るなど、これまででない手法も含めて、現状の改善につながる可能性のある取組を多角的に検討すべきである。

番号 35 補助金名称 運輸事業振興助成補助金

補助事業の概要

所管課等	土木交通部交通政策課		
創設年度	昭和51年度	終期設定	なし
補助事業の目的	昭和51年度の地方税制改正により軽油引取税の税率が暫定的に引き上げられたことに伴い、軽油引取税の税率引き上げが営業用バスおよびトラックの輸送コストに与える影響を考慮し、公共輸送機関の確保および輸送コスト上昇の抑制に資するための補助金		
補助対象事業の内容	1 交通安全対策および自動車交通公害対策 2 共同施設の整備、運営事業 3 輸送サービスの改善事業		

	4 事業員の研修事業 5 経営基盤の安定確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成事業 6 全国単位の公益法人が行う事業に対する出捐金		
交付先の分類	公益法人(県出資なし)		
主な交付先	社団法人滋賀県トラック協会、社団法人滋賀県バス協会		
補助対象事業費(経費)	上記補助対象事業を実施するために必要な経費		
補助率等	定額(国により定められた算式により算定した額を基準として決定)		
平成22年度交付先数	2 件	平成22年度交付金額(総額)	153,966,000円
交付金額の状況	平均 76,983,000円(最大 140,520,000円)		

監査の意見

本補助金は、社団法人滋賀県トラック協会および社団法人滋賀県バス協会が行う交通安全対策、交通公害対策等の諸事業に対する補助であり、県単独補助金でありながら、補助額は国が基準となる算定式を示すなど、一般的な補助金とは性質が異なる。補助の目的は「輸送力の確保および輸送コストの上昇の抑制」となっているが、事業内容や補助額との関係が不明確である。

については、本補助金による事業実施内容と、それによってもたらされる県民の利益を把握の上、効果の検証に努めるべきである。

また、本補助金については、平成23年8月に「運輸事業の振興の助成に関する法律」が制定され、県に補助金の交付についての努力義務が課されることとなった。しかし、現在の地域主権の流れにそぐわない国の自治体への関与と考えられるので、県の自由裁量となるよう、今後とも国に対し強く要望すべきである。

番号 36 補助金名称 滋賀県地域交通安全推進啓発事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	土木交通部交通政策課		
創設年度	平成6年度	終期設定	なし
補助事業の目的	交通事故防止を図り、安全で快適な交通環境の実現を目指すもの。究極の目標としては「交通事故のない滋賀」の実現を目指す。		
補助対象事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する交通安全事業 2 シートベルト着用事業 3 飲酒運転の防止等安全運転の励行に関する事業 4 自転車事故の防止に関する事業 5 その他の交通安全対策事業で知事が適当と認める事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域フェア等各種展示及び実演等を実現する交通安全の推進啓発のための事業であること ・地域住民が参加できる催しであること 		
交付先の分類	任意団体		
主な交付先	大津交通安全協会、甲賀湖南交通安全協会、草津栗東交通安全協会 ほか		
補助対象事業費(経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室、啓発等の実施に要する費用(啓発品・のぼり旗・横断幕等の購入、チラシの作成等) ・交通フェア開催に要する経費 ・広報紙作成費 等 		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	13件	平成22年度交付金額(総額)	11,500,000円
交付金額の状況	平均 884,615円(最大 980,000円)		

監査の意見

本事業は、各地域の交通安全協会が行う交通安全に関する諸事業に対する補助である。

本事業の交付先である地域交通安全協会は、法人格を持たない任意団体である。個々の協会に対する補助金は少額であるものの、総額で1千万円を超える補助金を執行しており、適切な執行管理や社会的信用力の確保という観点からすれば、任意団体であるが故の不安定さがある。また、加入率が年々減少しており、組織の存立基盤

にも課題が見られる。

については、適正な補助金の執行を担保するため、補助事業の実施主体としての組織のあり方を検討し、それを踏まえて団体を指導するよう努めるべきである。

番号 37 補助金名称 滋賀県文化財保存事業費補助金

補助事業の概要

所管課等	教育委員会事務局文化財保護課		
創設年度	昭和51年度	終期設定	なし
補助事業の目的	県指定文化財の保存と活用を図る		
補助対象事業の内容	所有者等が行う建造物および美術工芸品の保存修理、防災施設、史跡・名勝・天然記念物の保存修理、民俗文化財の保存修理および地域伝承活動に対し補助を行う。		
交付先の分類	交付先の分類は特定しない		
主な交付先	聖衆来迎寺、東福寺、西明寺 ほか		
補助対象事業費（経費）	保存修理事業に係る次の経費 工事請負費、設計料および監理料、事務費、旅費、需用費、役務費、消耗品費、印刷製本費 等		
補助率等	1 県指定文化財保存修理等補助関係 補助対象事業費の60% 2 指定文化財管理費補助関係（消防用設備点検経費等） 1 / 2		
平成22年度交付先数	41件	平成22年度交付金額（総額）	15,028,000円
交付金額の状況	平均 366,536円（最大 11,195,000円）		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 38 補助金名称 滋賀県防犯協会補助金

補助事業の概要

所管課等	警察本部生活安全企画課		
創設年度	昭和40年度	終期設定	なし
補助事業の目的	民間防犯組織の中核として県民の防犯組織の高揚、少年の非行防止、災害による被害の未然防止、銃器事犯防止対策等に対して補助を行うもの。		
補助対象事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の自主防犯意識の高揚を図るための犯罪被害防止活動、高齢者保護活動等の防犯活動 ・少年非行防止活動、薬乱防止活動を推進するための広報啓発活動 ・少年補導員等による少年非行防止と環境浄化活動に対する援助 ・防犯功労者、優良防犯団体等の表彰 		
交付先の分類	公益法人（県出資割合 1 / 4 未満）		
主な交付先	社団法人滋賀県防犯協会		
補助対象事業費（経費）	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯大会の開催等、防犯活動に必要な経費 ・防犯意識高揚等のための広報啓発活動に必要な経費 ・少年非行防止と環境浄化活動推進に必要な経費 ・防犯功労者、優良防犯団体等に対する表彰関連経費 		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1件	平成22年度交付金額（総額）	3,340,000円
交付金額の状況	平均 3,340,000円（最大 3,340,000円）		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

番号 39 補助金名称 公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター補助金

補助事業の概要

所管課等	警察本部組織犯罪対策課		
創設年度	平成 4 年度	終期設定	なし
補助事業の目的	県民の暴力団排除の意識を高めると共に、地域・職域の暴力追放運動を推進することで、県内から暴力団を無くし、明るく住みよい社会を構築することを目指している。		
補助対象事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除思想の普及および啓発活動 ・暴力団追放関係組織活動の推進と援助 ・暴力相談の受理および暴力団離脱者等の援助 ・少年指導委員に対する研修会 ・暴力追放事業の効果的推進のための調査研究 		
交付先の分類	公益法人 (県出資割合 1 / 4 以上)		
主な交付先	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター		
補助対象事業費 (経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除思想の普及および啓発活動 ・暴力団追放関係組織活動の推進と援助 ・暴力相談の受理および暴力団離脱者等の援助 ・少年指導委員に対する研修会 ・暴力追放事業の効果的推進のための調査研究に要する人件費、事務費、旅費等 		
補助率等	定額		
平成22年度交付先数	1 件	平成22年度交付金額 (総額)	3,184,212円
交付金額の状況	平均 3,184,212円 (最大 3,184,212円)		

監査の意見

今回の監査においては、特に付する意見はなかった。

3 総論意見

今回の監査を通じて、補助金の状況を改めて概観すると、いくつかの補助金に共通して見られる問題点が浮かび上がってくる。それぞれの問題点について、以下のとおり意見を付する。

(1) 補助効果の把握と目標の設定

今回監査を実施した補助金の中には、制度設計の基礎となる実態や背景の把握が十分でないものや、補助効果の検証が不十分で、効果を測る指標も設定していないものが見受けられた。社会経済情勢の変化に伴い、補助金をめぐる環境の変化も著しいことから、不断の実態把握が必要であるとともに、厳しい財政状況の下で限られた財源を充当している以上、補助効果を明確に説明することが求められる。

また、補助事業の実施にあたり、補助によって到達すべき状態が明確に定まっていないものや、具体的な目標値・終期を設定していない補助金が見受けられる。現状では、目標を明確にせず事業を実施することにより、最終的な到達点や進捗状況を把握できないまま、漫然と長期にわたって補助が継続される懸念がある。

については、県民に対する説明責任を果たすとともに、効果について、より説得力のある説明ができるよう、補助の基礎となる実態と補助効果の把握、検証に一層努めるべきである。

また、事業の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果が上がるよう、具体的かつ明確な数値目標を設定するとともに、終期を設定して事業を再点検する機会とし、PDCAの実践に努めるべきである。継続実施が必要な補助金にあっても、目標をしっかりと設定し、県事業の補完が適正に行えているかの検証に努めるべきである。

(2) 研究開発補助

県では、異なる機関において複数の研究開発事業補助が執行されており、その目的は産業振興をはじめ、県の政策に資することへの期待や施策の補完を目的とするものなど、様々である。これらの中には、それぞれの目的に照らしたときに、研究開発補助という手法が真に最適なのか、判断に苦しむものもある。

については、それぞれの補助金について、目的を実現するための手段として現状の補助形態が真にふさわしいかどうか、改めて検証の上、最も効果的な支援の手法を検討すべきである。

また、各分野にわたる研究開発への補助には、技術的支援の可否や技術開発後の融資制度の有無、権利の帰属に関する取扱いなど、支援内容等に大きな格差がある。補助は各部局単位で取り組まれており、共通化すべきルール等は一定の統一が図られているものの、試験研究機関による技術支援や融資制度など、各部局が有す

る支援機能が相互に十分活用されていない面がある。

については、補助目的が異なる研究開発補助であっても、各部局の支援機能の共有化を積極的に進めるなど、県が有する資源を最大限活用するよう努めるべきである。

(3) 関連部局との連携強化

補助事業の実施にあたり、他に密接に関連する分野を所管する部局があっても、担当部局が縦割りで行っている事業が多く、連携を図っている場合にあっても、必ずしも十分とは言い難い事業が少なくない。補助の効果を高め、その目的をより早く達成するためには、関連部局との連携が極めて重要であり、これにより補助金の効率的な執行と双方への相乗効果も期待できると考えられる。

については、補助効果の一層の発現と補助目的の達成という観点の横串で部局を貫き、関連部局間の連携をより深めることにより、補助金の執行が県全体にとって最大限効率的、効果的なものとなるよう努めるべきである。

(4) 交付先の組織

補助金の交付先には、法人格を持たない任意団体も複数見受けられる。一定規模の補助金を執行する団体については、適切な執行管理や社会的信用力の確保という観点から、任意団体では必ずしも万全な執行体制とは言い難い。

については、適正な補助金の執行を担保するため、補助事業の運営母体の要件等についてガイドラインを定めることを検討するとともに、それを踏まえた交付先の団体に対する指導に努めるべきである。

(5) 透明性の確保

補助金の中には、県や交付先の団体において、補助事業の概要や実績に関する情報公開が必ずしも十分とは言い難いものがある。補助事業の効果や必要性は、県自らが評価し説明するのは当然であるが、県民による評価も可能となるような条件づくりが必要である。

については、県は補助金に関する情報を積極的に公開するとともに、補助先の団体においてもホームページ等を活用した情報公開を行うよう指導すべきである。

(6) 役割分担

補助金の中には、県と市町、関係団体等が、それぞれの役割を明確にしないまま執行されているものがある。

市町には住民に最も身近な自治体として担うべき役割があり、関係団体等にはそれぞれの活動分野において、より柔軟に、またはスピーディーに対応できる強みがある。

については、各者と十分に協議した上で、相互の役割分担を明らかにし、必要に応じて支援や補完もし合いながら、関係団体等との協働を一層進めるように努めるべきである。

(7) 補助金予算の選択と集中

補助金の中には、補助の効果が必ずしも明確とは言い難い補助金が見受けられる一方で、意義や必要性は十分認められるものの、財源確保が難しいため事業の進捗が図れていないものもある。こうしたことから、限られた財源が、様々な補助事業に補助効果という観点から最適に充当されているかどうか、あらためて検証してみる必要があると考えられる。

については、極めて厳しい財政状況の中にあって、予算をはじめ経営資源の最適配分に努めてこられたところであるが、これまで以上に、補助の必要性と重要度、効果や緊急性等を不断に検証し、これらを総合的に勘案の上、真に必要なところへ必要な補助が行えるよう、さらに一層の選択と集中に努めるべきである。

(終わりに)

今回の監査は、39の補助金に対して行ったものであるが、ここで見受けられた実態や問題点は、その他の補助金についても共通する場合が多数あるであろうことは、想像に難くない。この監査結果を、単に個別の補助金の結果に終わらせず、補助金共通の課題であることを認識し、今後、補助事業の創設から執行に至る全ての過程において、効果を意識した取組に努められるとともに、不断の検証・改善に努められたい。

